

公立高島病院改革プラン策定委員会設置規程

(設置)

第1条 公立高島病院（以下「高島病院」という。）の抜本的な経営改善及び町民から信頼され、かつ地域医療の中核的役割を担い質の高い医療の提供ができる経営環境の確立を目指し、持続可能な高島病院の経営計画（以下「改革プラン」という。）を策定するため、公立高島病院改革プラン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 改革プランの策定に関すること。
- (2) その他高島病院の経営改善に関し、必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長、委員長代理及び委員で構成し、別表1に掲げる者をもって組織する。

- 2 委員長は、委員会を主宰し、会務を総括する。
- 3 委員長代理は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は委員長が招集し、その議長となる。

(幹事会)

第5条 委員会に諮る事項の事前調整、経営指標等に係る資料の収集、改革プランの素案づくり等を行うため、委員会に公立高島病院改革プラン策定幹事会（以下「幹事会」という。）を置く。

- 2 幹事会は、幹事長、幹事長代理及び幹事で構成し、別表2に掲げる者をもって組織する。
- 3 幹事会は幹事長が招集し、その議長となる。

(委員会の公開等)

第6条 委員会は、公開するものとする。ただし、委員長は、協議案件により委員会を非公開とすることができる。

- 2 委員会の協議経過及び結果については、広報誌その他の方法により町民に公開するものとする。

(事務局)

第7条 委員会及び幹事会の庶務を行うため、あらかじめ委員長が指名する職員が事務局

を担当する。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会及び幹事会の運営に関し必要な事項は、委員会で協議して定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成20年4月 日から施行する。

(公立高島病院経営改革委員会設置規程の廃止)

2 公立高島病院経営改革委員会設置規程（平成18年7月訓令第9号）は廃止する。

別表1（第3条関係）

番号	役 職 名	氏 名	備 考
1	副町長	平 憲 一	委員長
2	公立高畠病院院長	八 卷 通 安	委員長代理
3	保健医療統括監	須 田 嵩	
4	公立高畠病院副院長	板 橋 琢 郎	
5	公立高畠病院副院長	金 子 正 幸	
6	公立高畠病院総看護師長	後 藤 豊 子	
7	総務課長	高 橋 正 壽	
8	企画課長	渡 部 栄	
9	健康福祉課長	金 田 成 康	
1 0	国保介護課長	管 野 明	
1 1	職員団体代表	酒 井 信 明	
1 2	公立高畠病院運営審議会会長	大 浦 利 延	

別表 2 (第 5 条関係)

番号	役 職 名	氏 名	備 考
1	公立高島病院事務長	渡 部 富士男	幹事長
2	公立高島病院経営改革主幹	齋 藤 利 明	幹事長代理
3	公立高島病院事務次長	須 藤 のり子	
4	公立高島病院事務次長	鈴 木 誠 市	事務局
5	公立高島病院副総看護師長	小梁川 三枝子	
6	公立高島病院理学療法科長	縮 井 純 一	
7	公立高島病院臨床検査科長	梅 津 敏 郎	
8	公立高島病院総務主査	佐 藤 英 樹	事務局
9	公立高島病院医療情報主査	亀 井 文 明	事務局
10	総務課総務室長	近 野 忠 内	
11	企画課企画調整室長	村 上 弘	
12	総務課財政室長	佐 藤 健	事務局
13	企画課経営管理室長	原 田 久 夫	事務局
14	健康福祉課健康推進室長	菊 地 英 雄	
15	健康福祉課福祉推進室長	冨 樫 とみよ	
16	国保介護課介護保険室長	石 川 茂 美	
17	企画課企画調整主査	金 子 昭 一	
18	総務課財政主査	柴 田 賢 治	
19	企画課経営管理主査	佐 藤 裕 子	
20	消防本部庶務主査	武 田 浩 司	